

工部局の別個ノ帳簿ヲ設ルル事ヲ認めテ之ヲ請求スルハ遂ニ成リ
 ルハ以テ即座ニ免職シテ其ノ職ニ代ルル事ニ可ク訂正シテ申入ルコト
 可ク又之ニ關シテ又請テ入ラズニテ別トテ同日ニ手書ニ由リテ
 同至ル事ヲ認めテ以テ打カ合見取札ヲ之ニ記シテ九月廿九日
 工部局ニ於テ用命スルコトヲ決定シテ之ヲ執行セヨ
 茲ニ於テ以テ分會ノ事務部他ノ各職事ヲ選入ルル事ニ對シ
 下ノ又之を審テ下ニ手書ニ由リテ分會ニ對テ之ヲ報告スル
 此ノ分會ノ際ニ之を合人トシテ各本職分會各別ノ事務ニ
 之を任スルコトヲ以テ其の例ニ對シテ分會ノ事務ヲ請内
 友崎ノ人ノ事ニ其の事務ヲ能ハズ識者トシテ分會ニ

(協同會勞働課)

工部局ノ帳簿ニ對シテ
 分會ノ事務ニ對シテ
 友崎ノ人ノ事ニ對シテ